

厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件

○厚生労働省告示第二百四十号

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号及び第一条の二の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成二十年厚生労働省告示第二百二十九号）の一部を次のように改正し、平成二十九年七月一日から適用する。

平成二十九年六月三十日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>第二 先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院又は診療所において実施する先進医療</p> <p>一〇三十四 (略)</p> <p>三十五 削除</p>	<p>第二 先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院又は診療所において実施する先進医療</p> <p>一〇三十四 (略)</p> <p>三十五 Verigeneシステムを用いた敗血症の早期診断</p> <p>イ 対象となる負傷、疾病又はそれらの症状</p> <p>敗血症（一次感染が疑われるものであって、それによる入院から七十二時間以内の患者に係るものであり、かつ血液培養検査が陽性であるものに限る。）</p> <p>ロ 施設基準</p> <p>(1) 主として実施する医師に係る基準</p> <p>① 専ら内科に従事し、当該診療科について四年以上の経験を有すること。</p> <p>② 感染症専門医又は総合内科専門医であること。</p> <p>③ 当該療養について、当該療養を主として実施する医師として十例以上の症例を実施していること。</p> <p>(2) 保険医療機関に係る基準</p> <p>① 内科を標榜していること。</p> <p>② 実施診療科において、感染症専門医又は総合内科専門医の医師が一名以上配置されていること。</p> <p>③ 臨床検査技師が配置されていること。</p> <p>④ 病床を二十床以上有していること。</p> <p>⑤ 当該療養を実施する病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が、常時、入院患者の数が七又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う看護職員の数が、本文の規定にかかわらず、二以上であること。</p>

三十六～四十 (略)

四十一 腹腔鏡下傍大動脈リンパ節郭清術

イ 対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

子宮体がん（ステージがⅠA期であつてグレード3若しくは特殊型（漿液性腺がん、明細胞腺がん、がん肉腫等）のもの又はステージがⅠB期若しくはⅡ期と疑われるものに限る。）

ロ 施設基準

(1) 主として実施する医師に係る基準

① 専ら婦人科に従事していること。

② 婦人科腫瘍専門医であること。

③ 当該療養について、当該療養を主として実施する医師として三例以上の症例を実施していること。

④ 腹腔鏡手術について五年以上の経験を有すること。

(2) 保険医療機関に係る基準

① 産婦人科又は婦人科、病理診断科及び麻酔科を標榜していること。

② 実施診療科において、常勤の医師が二名以上配置されていること。

③ 産婦人科又は婦人科について合わせて五年以上の経験を有し、開腹の子宮悪性腫瘍手術について二十例以上実施した経験、腹腔鏡下腔式子宮全摘術について二十例以上実施した経験及び腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術について術者として五例以

⑥ 当直体制が整備されていること。

⑦ 二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。

⑧ 医療機器保守管理体制が整備されていること。

⑨ 倫理委員会が設置されており、必要な場合に事前に開催すること。

⑩ 医療安全管理委員会が設置されていること。

⑪ 当該療養について十例以上の症例を実施していること。

三十六～四十 (略)

(新設)

上実施した経験を有する常勤の医師が一名以上配置されていること。

- ④ 病理診断科及び麻酔科において、常勤の医師がそれぞれ一名以上配置されていること。
- ⑤ 臨床工学技士が配置されていること。
- ⑥ 診療放射線技師が配置されていること。
- ⑦ 病床を百床以上有していること。
- ⑧ 当該療養を実施する病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が、常時、入院患者の数が十又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う看護職員の数が、本文の規定にかかわらず、二以上であること。
- ⑨ 当直体制が整備されていること。
- ⑩ 緊急手術体制が整備されていること。
- ⑪ 二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。
- ⑫ 医療機器保守管理体制が整備されていること。
- ⑬ 倫理委員会が設置されており、必要な場合に事前に開催すること。
- ⑭ 医療安全管理委員会が設置されていること。
- ⑮ 当該療養について三例以上の症例を実施していること。
- ⑯ 子宮悪性腫瘍手術が一年間に合わせて二十例以上実施されていること。
- ⑰ 公益社団法人日本婦人科腫瘍学会に対し症例を登録すること。

第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療

一〇三十四 (略)

三十五 削除

第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療

一〇三十四 (略)

三十五 内視鏡下手術用ロボットを用いた腹腔鏡下胃切除術 根治切

<p>三十六く七十五 (略)</p> <p>七十六 陽子線治療 前立腺がん(遠隔転移しておらず、NCCN分類で中リスク群と診断されるものに限る。)</p> <p>七十七 ¹³¹I-¹³¹IMIBGを用いた内照射療法 神経芽腫(COGリスク分類又はINRG治療前分類で高リスク群と診断されるものであって、化学療法及び造血幹細胞移植が行われる予定のものに限る。)</p>	<p>除が可能な胃がん(ステージⅠ又はⅡであつて、内視鏡による検査の所見で内視鏡的胃粘膜切除術の対象とならないと判断されたものに限る。)</p> <p>三十六く七十五 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
---	---